

平成27年7月31日  
運輸審議会

## 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案に関する公聴会における一般公述人の選定結果

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案に関する公聴会における一般公述人を次のとおり選定したのでお知らせします。

## 【賛成】

番号	氏名	職業又は所属団体	年齢
1	キタサカ タカオ 北坂 隆生	全国自動車交通労働組合連合会兵庫地方連合会 執行委員長	64
2	アオタ ヨシユキ 青田 嘉之	株式会社扇弘興産 代表取締役	61
3	スズキ マサシ 鈴木 雅司	阪急タクシー株式会社 代表取締役	52
4	オオクボ マサヒコ 大久保 昌彦	キクヤ交通株式会社 代表取締役	67
5	ヨシカワ ノリオキ 吉川 紀興	西神交通株式会社 代表取締役	71
6	ハタイ マサコ 幡井 政子	兵庫県消費者団体連絡協議会 会長	93
7	マエノ ヒロシ 前野 博司	神戸個人タクシー事業協同組合 理事長	66

## 【反対】

番号	氏名	職業又は所属団体	年齢
1	ハマ カズアキ 濱 和哲	弁護士	41
2	フクモト セイヤ 福元 誠也	MKグループ労働組合連合会神戸MK労働組合 執行委員長	50
3	アオキ ヨシアキ 青木 義明	神戸エムケイ株式会社 代表取締役	50

[問い合わせ先]運輸審議会審理室 林、木村、近藤  
電話:03-5253-8111(内線53515)、03-5253-8810(直通)  
FAX:03-5253-1676

公聴会開催に関する公示の概要  
(平成27年7月3日 運輸審議会公示第6号)

1. 事案の件名

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）について  
(事案番号：平27第5005号)

2. 日時

平成27年8月7日（金）午前12時から

3. 場所

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館第2共用会議室

4. 主宰者

運輸審議会

5. 公述の申出

- (1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ3部を平成27年7月17日（金）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918）あてお送りください。
- (2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年7月31日（金）午前10時から運輸審議会及び神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門の掲示板に掲示します。

6. 傍聴の申込

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年齢及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（神戸市域交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年7月17日（金）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918）あてお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
- (2) 傍聴人の人数は50人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、平成27年7月31日（金）に発送します。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年7月21日（火）から平成27年8月6日（木）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

## 記

- (1) 運輸審議会審理室 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 合同庁舎第2号館
- (2) 神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34番地2

### 8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

### 9. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03-5253-8810）にお問い合わせください。